

日本学生支援機構奨学金 奨学生への連絡事項

1. 奨学金の入金日について

奨学金は原則として、毎月1回、その月の分が入金されます。入金のお知らせはありませんので、通帳に記帳するなどして毎月の入金を確認してください

【奨学金振込予定表】

区分	振込日	区分	振込日	区分	振込日
4月分	*5月16日	8月分	8月11日	12月分	12月9日
5月分		9月分	9月9日	1月分	1月11日
6月分	6月10日	10月分	10月11日	2月分	2月10日
7月分	7月11日	11月分	11月11日	3月分	3月9日

* 上記の日が土曜、日曜、祝日に当たる場合は、金融機関の休日前営業日となります。

* 奨学生として採用された翌年度以降の4月分と5月分の奨学金は5月16日に2ヵ月分が振り込みされます。

* 貸与終了となる年度（卒業年次）の3月分は2月分と合わせて2月10日に入金されます。

2. 奨学金の継続手続き（継続願の提出）について

日本学生支援機構奨学生として採用された学生は毎年奨学金の継続手続きを行う必要があります。（時期は12月頃）インターネットを通して「奨学金継続願」の提出を行いますが、提出が無い場合には、奨学生の資格を失うこと（廃止）になります。奨学金の継続を希望しない（辞退する）場合にも、インターネット上の「奨学金継続願」の手続き画面で、「奨学金の継続を希望しない」を選択し辞退を登録します。辞退後は、別途手続きをする必要がありますので、直ちに生活支援オフィスに連絡してください。

（奨学金継続の手続き方法及び手続き期間については、継続時期になりましたら、手生活支援オフィスの掲示板で連絡します。）

3. 成績審査について

日本学生支援機構奨学金は、上記2の継続手続きを行えば、原則として正規の卒業年次まで継続できます。ただし、毎年度末に成績審査を行い、奨学生として相応しくないと認められた場合（留年、卒業延期等）、奨学金の廃止あるいは停止の措置がとられますのでご注意ください。

4. 異動・変更の手続きについて

次の場合、異動・変更の手続きが必要ですので、生活支援オフィスに申し出てください。

- ・ あなたが改氏名したとき
- ・ 奨学金の振込口座を変更するとき
- ・ 連帯保証人・保証人の変更（改氏名や転居したときを含む）
- ・ 休学、退学、復学するとき 休学期間中は奨学金の交付は休止になります。
- ・ 奨学金を辞退するとき
- ・ 通学状況が変更（自宅通学 自宅外通学）になるとき 第一種奨学生のみ
- ・ 貸与月額を変更したいとき

5. 奨学金情報（学内連絡）について

奨学金の振り込みについて、継続手続き、返還手続き、日本学生支援機構からの各種お知らせ等については、学内にある生活支援オフィスの奨学金掲示板にてお知らせしますので、必ず確認して下さい。

掲示の確認を怠ると、奨学金の重要手続きができなくなりますので、情報は必ず自分で確認しましょう。

奨学金掲示板設置場所	利用学生
西2号館1階 掲示コーナー	栄養科学部生(N)・人間発達学部生(P・E)・教育学部(E) 短期大学部生(F・H・C)
西4号館2階(4201R横) 掲示板	流通科学部生(B)